

## 住宅等に係る耐震改修促進税制（所得税、法人税、固定資産税）

### （１）住宅に係る耐震改修促進税制の創設（所得税、固定資産税）

#### 所得税

個人が、平成 20 年 12 月 31 日までに、一定の区域内（ ）において、旧耐震基準（昭和 56 年以前の耐震基準）により建設された住宅の耐震改修工事を行った場合、当該耐震改修工事に要した費用の 10%相当額（20 万円を上限）を所得税額から控除する。

（ ）住宅耐震改修のための一定の事業を定めた以下の計画の区域

- ・『地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法』の地域住宅計画
- ・『建築物の耐震改修の促進に関する法律』の耐震改修促進計画
- ・住宅耐震改修促進計画（地方公共団体が地域の安全を確保する見地から独自に定める計画）

#### 固定資産税

個人が、昭和 56 年以前の耐震基準により建設された住宅の耐震改修工事（工事費用 30 万円以上のもの）を行った場合、当該住宅の 120 m<sup>2</sup>相当部分につき、固定資産税を以下のとおり減額する。

平成 18～21 年に工事を行った場合：3 年間 1 / 2 に減額

平成 22～24 年に工事を行った場合：2 年間 1 / 2 に減額

平成 25～27 年に工事を行った場合：1 年間 1 / 2 に減額

### （２）事業用建築物に係る耐震改修促進税制の創設（所得税、法人税）

事業者が、平成 20 年 3 月 31 日までに、耐震改修促進法に規定する特定建築物（事務所、百貨店、ホテル、賃貸住宅等の多数の者が利用する一定規模以上の建築物）について、同法の認定計画に基づく耐震改修工事を行った場合で、同法に基づく耐震改修に係る指示を受けていないものを対象として、10%の特別償却ができる措置を講ずる。

### 【耐震改修工事の具体例】

